

【記入例】

## 工場設置新設（増設）届出書

平成 年 月 日

福島県知事

住 所（所在地） 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

氏 名（名称・代表者氏名） 〇〇電機株式会社 ㊟

代表取締役 〇〇〇〇

電 話（〇〇〇）（〇〇〇）〇〇〇〇番

担当者名 総務課長 〇〇〇〇

福島県工業開発条例第13条第1項の規定により工場設置の新設（増設）について次のとおり届けます。

### I 会社の概要

本 社 の 所 在 地	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
資 本 金	100 百万円
前 年 の 生 産 額	1,000 百万円
主 要 製 品 名	計算機、タイプライター、複写機
従 業 員 数	3,000 人
設 立 年 月 日	平成元年4月1日

### II 工場建設計画

#### ① 工場の名称

〇〇電機株式会社 福島工場 電話（〇〇〇）（〇〇〇）〇〇〇〇番

#### ② 工場の設置場所

福島県 〇〇 市 〇〇 町 〇〇 番地

郡 村

団地名（ 〇〇工業団地 ）

③ 建物建設着工予定日 平成 27 年 7 月 1 日

(届出 90 日を経過した日)

④ 操業開始予定日 平成 27 年 12 月 1 日

⑤ 工場の敷地面積		新設	増設のとき		
			既設	増設	計
総面積		m <sup>2</sup>	90,000 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	90,000 m <sup>2</sup>
地目別内訳	田				
	畑				
	山林				
	宅地		80000		80000
	その他		10000		10000
工場敷地	うち生産施設の面積	(%)	15,500 m <sup>2</sup> ( 17.2 %)	-1,500 m <sup>2</sup> +5,000 m <sup>2</sup> ( 3.9%)	19,000 m <sup>2</sup> ( 21.1 %)
	うち緑地の面積	(%)	12,400 m <sup>2</sup> ( 13.8 %)	1,200 m <sup>2</sup> ( 1.3 %)	13,600 m <sup>2</sup> ( 15.1 %)
	うち緑地以外の環境施設の面積	(%)	6,400 m <sup>2</sup> ( 7.1 %)	5,200 m <sup>2</sup> ( 5.8 %)	11,600 m <sup>2</sup> ( 12.9 %)
⑥ 工場の建築面積		m <sup>2</sup>	17,000	3,500	20,500 m <sup>2</sup>
⑦ 契約電力		kW	500	0	500 kW
⑧ 用水量		m <sup>3</sup> /日	15	5	20 m <sup>3</sup> /日
	うち工業用水量		10	5	15
	うち上水道・簡易水道				
	うち地下水		5		5
	うち河川水				
⑨ 使用内訳		m <sup>3</sup> /日	15	5	20 m <sup>3</sup> /日
	生産工程水		10	5	15
	冷却水				
	生活用水		5		5
⑩ 排水		m <sup>3</sup> /日	15	5	20 m <sup>3</sup> /日
	生産工程水		10	5	15
	冷却水				
	生活排水		5		5
排水処理方法			合併処理浄化槽		
排水放流経路			〇〇専用排水路→〇〇堀→〇〇川		

⑪ 従業員数	新設	増設のとき		
		既設	増設	計
計	人	870	200	1,070人
男		450	100	550
女		420	100	520
うち新卒者			80	
うち中高年令者			50	
うち障害者			2	
⑫ 投資予定額	新設	増設のとき		
		既設	増設	計
合計	百万円		250 百万円	
土地				
建物機械設備			200	
その他			50	
⑬ 年産数量		480,000台	120,000台	600,000台
⑭ 年産予定額	百万円	1000	200	1,200 百万円

⑮ 事業内容（主要製品名）計算機、タイプライター、複写機

⑯ 業種別 中分類 番号（ 26 ） 一般機械器具製造業  
 小分類 番号（ 268 ） 事務用・サービス業・民生用機械器具製造業  
 細分類 番号（ 2681 ） 事務用機械器具製造業

よく間違いが見受けられます。  
 随時改正があるため、必ず現行の  
 日本標準産業分類を確認し記入し  
 てください。

⑰ 法令等の許可届出（予定を含む。）

国土利用計画法による届出	年	月	日
用地取得の年月日（予定を含む。）	25年	2月	1日
用地の賃借契約年月日（予定を含む。）	年	月	日
農地法による許可届出	年	月	日
森林法による許可届出	年	月	日
都市計画法による許可	年	月	日
水質汚濁防止法による届出（福島市・いわき市・郡山市）	25年	5月	10日
大気汚染防止法による届出	年	月	日
騒音規制法による届出（指定地域を有する市町村）	27年	6月	1日（予定）
振動規制法による届出（指定地域を有する市町村）	年	月	日
福島県生活環境の保全等に関する条例による届出	27年	6月	1日（予定）

## 工場等の生産品及び生産設備等

主 要 生 産 品 目		計算機		タイプライター		複写機	
生 産 量 ( 月 量 )		<b>40,000</b>		<b>6,000</b>		<b>8,000</b>	
主 要 原 材 料	種 類 及 び 月 間 使 用 量	プラス チック	50 t / 月	プラス チック	20 t / 月	プラス チック	30 t / 月
		○○○	30 t / 月	×××	10 t / 月	△△△	20 t / 月
		○○○	30 t / 月	×××	10 t / 月	△△△	20 t / 月
			/ 月		/ 月	△△△	/ 月
主 要 品 目 別 主 要 生 産 設 備	名 称	○○機		××機		△△機	
	型 式	<b>AAA-111</b>		<b>BBB-222</b>		<b>CCC-333</b>	
	台 数	10 台		5 台		5 台	
	使用開始 ( 予定 ) 年 月 日	25 年 7 月 15 日		25 年 7 月 15 日		25 年 11 月 15 日	
製 造 方 法		別 紙 (※フローチャート形式の製造工程図を添付する)					

## ばい煙・粉じん発生施設

	新 設	増 設 の と き	
		既 設	増 設
名 称		該当なし	ボイラー (3 台)
施設 の 設 置 箇 所	別紙によることとし、配置図内に明記すること。		
工場における施設番号		/	A-1～A-3
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	25 年 11 月 15 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	25 年 11 月 15 日
大気汚染防止法の届出 <small>(該当するものに○を付けること)</small>	ばい煙発生施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設	ばい煙発生施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設	ばい煙発生施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設
生活環境の保全等に関 する 条 例 の 届 出 <small>(該当するものに○を付けること)</small>	ばい煙指定施設 一般粉じん指定施設 特定粉じん指定施設	ばい煙指定施設 一般粉じん指定施設 特定粉じん指定施設	ばい煙指定施設 一般粉じん指定施設 特定粉じん指定施設
公 害 の 防 止 対 策 に つ い て		/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙監視器を設置する。</li> <li>・責任者をおき、定期点検監視を実施する。</li> </ul>

- ※ ・ばい煙発生施設 (大気汚染防止法第 2 条第 2 項に定める施設)  
 ・一般粉じん発生施設 (大気汚染防止法第 2 条第 6 項に定める施設)  
 ・特定粉じん発生施設 (大気汚染防止法第 2 条第 7 項に定める施設)  
 ・ばい煙指定施設 (福島県生活環境の保全等に関する条例第 11 条第 4 項に定める施設)  
 ・一般粉じん指定施設 (福島県生活環境の保全等に関する条例第 11 条第 5 項に定める施設)  
 ・特定粉じん指定施設 (福島県生活環境の保全等に関する条例第 11 条第 6 項に定める施設)

## 水 質 汚 濁 に 係 る 施 設

	新 設	増 設 の と き	
		既 設	増 設
名 称		洗浄施設（1台）	該当なし
施 設 の 設 置 箇 所	別紙によることとし、配置図内に明記すること。		
工場における施設番号		B-1	/
設 置 年 月 日	年 月 日	27年 7 月 1 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	27年 7 月 15 日	年 月 日
水質汚濁防止法の届出 <small>（該当するものに○を付けること）</small>	特 定 施 設 有害物質使用特定施設	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">           特定施設         </div> 有害物質使用特定施設	特 定 施 設 有害物質使用特定施設
生活環境の保全等に関する条例の届出 <small>（該当するものに○を付けること）</small>	排 水 指 定 施 設 有害物質使用排水指定施設 法定外有害物質使用特定施設	排 水 指 定 施 設 有害物質使用排水指定施設 法定外有害物質使用特定施設	排 水 指 定 施 設 有害物質使用排水指定施設 法定外有害物質使用特定施設
公 害 の 防 止 対 策 に つ い て		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地価浸透防止対策を施す。</li> <li>・定期監査（年2回）を実施する。</li> </ul>	/

- ※ ・特 定 施 設（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に定める施設）
- ・有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に定める施設）
  - ・排 水 指 定 施 設（福島県生活環境の保全等に関する条例第 27 条第 2 項に定める施設）
  - ・有害物質使用排水指定施設（福島県生活環境の保全等に関する条例第 27 条第 7 項に定める施設）
  - ・法定外有害物質使用特定施設（福島県生活環境の保全等に関する条例第 27 条第 7 項に定める施設）

## 騒音・振動発生施設

	新 設	増 設 の と き	
		既 設	増 設
名 称		空気圧縮機（2台）	送風機（2台）
施設の設置箇所	別紙によることとし、配置図内に明記すること。		
工場における施設番号		C-1、C-5	D-1、D-2
設置年月日	年 月 日	元年7月1日	27年11月1日
使用開始予定年月日	年 月 日	元年7月15日	27年11月15日
騒音規制法の届出 <small>（該当するものに○を付けること）</small>	騒音特定施設	○騒音特定施設	○騒音特定施設
振動規制法の届出 <small>（該当するものに○を付けること）</small>	振動特定施設	振動特定施設	振動特定施設
生活環境の保全等に関する条例の届出 <small>（該当するものに○を付けること）</small>	騒音指定施設	○騒音特定施設	○騒音特定施設
公害の防止対策について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械室に設置する。</li> <li>・防音壁により遮音する。</li> <li>・低騒音型機種を投入する。</li> </ul>	同 左

- ※ ・騒音特定施設（騒音規制法第2条第1項に定める施設）  
 ・振動特定施設（振動規制法第2条第1項に定める施設）  
 ・騒音指定施設（福島県生活環境の保全等に関する条例第61条第1項に定める施設）

## 廃棄物の種類及びその処理の方法

廃棄物の発生箇所及び施設		組立加工工程		
廃棄物の種類		廃プラスチック		
廃棄物の発生量 (t/月)		<b>2.0</b>		
処理の方法	自社処理	廃棄物の保管方法		
		中間処理	処理施設の種類	
			処理施設の能力 (t/日)	
		処理の方法	別紙によること。(フローシート等による記載)	
		処理残さの種類及び量 (t/月)		
		処理残さの処理方法		
		最終処分の方法		
	処理業者委託	収集運搬	収集運搬業者名	〇〇株式会社
			収集運搬業者の住所	福島市〇〇町〇〇番地
			委託費用 (円/t)	<b>30,000</b>
		処分	処分の区分	リサイクル
			処分業者名	××株式会社
			処分業者の住所	東京都〇〇区〇〇番地
			委託費用 (円/t)	<b>50,000</b>
	売却処理	売却業者名		
売却業者の住所				
売却代金 (円/t)				
備 考				

- ※ 1 自社処理の「最終処分の方法」で、自社の最終処分場で行う場合は、最終処分場の設置場所を記載し、その位置図、平面図及び立面図を添付すること。
- 2 処理業者へ委託する場合は、その許可証の写しを添付すること。 ← 忘れずに添付してください。

## 添付書類

### 1. 工場の配置計画図（500分の1程度の縮尺による図面）

計画図には生産施設・緑地・緑地以外の環境施設を下記に指定する色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、それらの名称を付記してください。

名 称	色彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
緑地以外の環境施設	黄

### 2. 立地予定位置図（50,000分の1の図面）

### 3. 定款及び沿革を明らかにした書面

### 4. 最近2年間における決算報告書

### 5. 主要製品の製造工程図

### 6. 付近の見取り図

- 注 1 産業の分類は、「日本標準産業分類」により記載すること。  
2 排水の処理量欄には同欄の排水処理方法によって処理した水量を記載すること。  
3 排水放流経路欄には例えば「〇〇専用排水路→〇〇堀→〇〇川」と記載すること。  
4 増設の場合は上記3、4の書類は不要です。

### （工場立地法に基づく届出）

敷地 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建設面積の合計 3,000 m<sup>2</sup>以上の製造業にあつては、工業開発条例に基づく工場設置届出の他に、工場立地法に基づく届出が必要ですので、届出書の様式、記載方法、その他詳しいことについては、下記までご連絡ください。

〒963 - 8601

郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市産業観光部産業創出課

TEL (024) 924-2271 (直通)